

## 第 3 部 生活排水処理基本計画



# 第1章 生活排水処理の現況および課題

## 第1節 生活排水処理の現況

### 1 生活排水の処理フロー

生活排水は、し尿と生活雑排水（日常生活で発生する風呂、洗濯、台所等からの排水）に分類されます。

本市の生活排水を処理する施設は、公共下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽※、し尿処理施設としており、本市の生活排水処理システムをフローチャートで表すと次のとおりとなります。

※ 単独処理浄化槽は、法改正に伴い、平成13年4月1日以降の新設が禁止されました。既存の単独処理浄化槽を使用する者は、生活雑排水が公共用水域等に放流される前に処理されるようにするため、合併処理浄化槽の設置等に努めなければならないと規定されています。

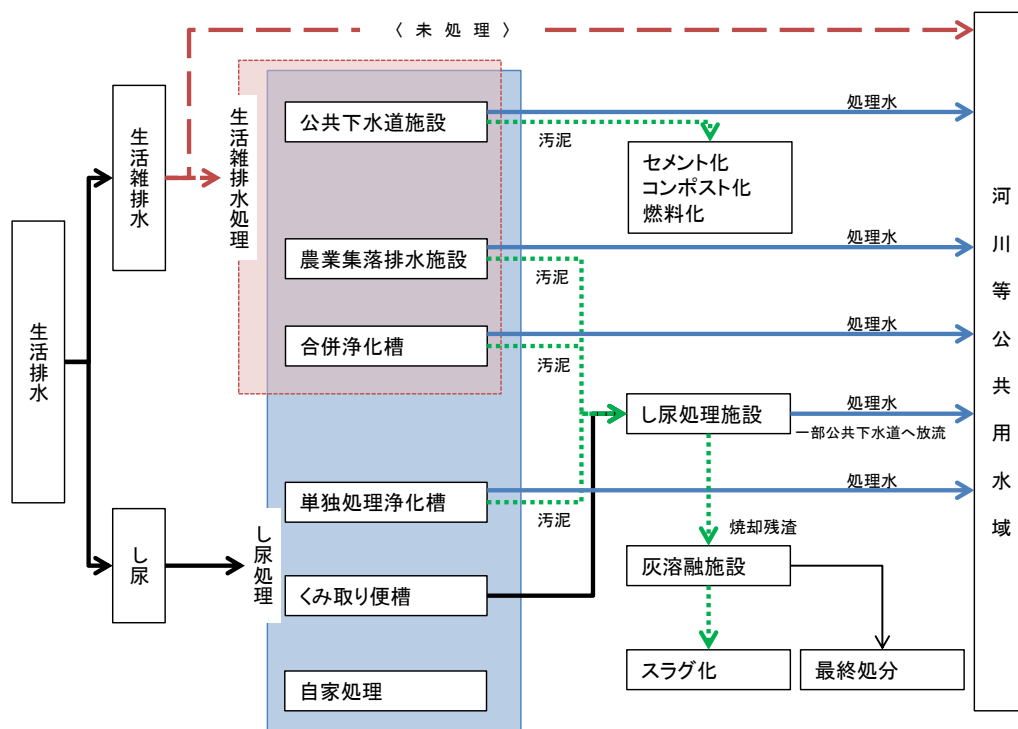


図 生活排水の処理体系（平成26年度）

し尿処理施設では、くみ取りし尿のほかに農業集落排水施設から発生する汚泥（以下「農集汚泥」という。）や合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する汚泥（以下「浄化槽汚泥」という。）も処理されています。

公共下水道施設から発生する汚泥は、セメント化、堆肥化、燃料化されています。また、し尿処理施設から発生する汚泥の焼却残さは、灰溶融施設でスラグ化されており、生活排水の処理から発生する汚泥の資源化を推進しています。

## 2 生活排水処理体制

### (1) 収集・運搬体制

生活排水処理の処理システムは、集合処理と個別処理に大別されます。

集合処理とは、いくつかの発生源の排水を管渠でまとめて処理するもので、公共下水道や農業集落排水施設がこれにあたります。個別処理とは、個別の発生源（建物と同一敷地内）で処理して放流するもので、合併処理浄化槽がこれにあたります。

収集・運搬が必要となる一般廃棄物は、個別の建物から排出されるし尿と浄化槽汚泥、農集汚泥となり、公共下水道汚泥については、産業廃棄物に該当しますので、この計画の対象外となります。

本市の区域内で発生するし尿のうち公衆便所から発生するもの及び災害により発生するものは本市が収集し、その他のし尿、浄化槽汚泥、農集汚泥は、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集しています。

表 し尿・浄化槽等汚泥（収集）

区分		収集形態
し尿	公衆便所、災害	直営
	その他	一般廃棄物収集運搬許可業者
浄化槽汚泥		一般廃棄物収集運搬許可業者
農集汚泥		一般廃棄物収集運搬許可業者

(2) 生活排水処理施設、中間処理の体制

① 公共下水道

公共下水道は、内浜処理区、外浜処理区及び淀江処理区の3処理区で整備を進めており、それぞれの事業概要及び進捗状況は、次の表に示すとおりです。

表 公共下水道事業の概要と進捗状況

項目		区分	処理区名			計
			内浜処理区	外浜処理区	淀江処理区	
全体計画 (目標年度: H42年度)	面積 (ha)		2,315	2,514	342	5,171
	計画人口 (人)		51,310	60,420	7,460	119,190
認可計画 (目標年度: H30年度)	面積 (ha)		1,494	1,314	280	3,088
	計画人口 (人)		56,990	51,280	8,100	116,370
整備状況 (H26年度 未現在)	整備面積 (ha)		1,156.9	853.5	270.3	2,280.7
	処理区域内 人口 (人)		51,223	39,819	8,281	99,323
	水洗化人口 (人)		46,064	33,554	7,171	86,789
下水排除方式			分流式 (一部合流式)	分流式	分流式	
終末 処理場	名称及び所在地		内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化 センター	
			米子市安倍 300番地	米子市皆生温泉 三丁目18-2	米子市淀江町 小波1099番地	
	処理 能力	全体計画 (m <sup>3</sup> /日)	33,870	48,120	3,200	
		認可計画 (m <sup>3</sup> /日)	35,500	39,300	3,400	
		現有能力 (m <sup>3</sup> /日)	41,520	39,300	3,400	
	水処理方法		凝集剤添加活 性汚泥循環変 法+砂ろ過	標準活性汚泥法	オキシデーショ ンディッチ法	
	汚泥処理方法		消化→脱水→ 場外排出	内浜処理場へ 送泥	脱水後、内浜 処理場へ搬送	
	供用開始		昭和49年10月	昭和55年11月	平成12年4月	

② 農業集落排水

農業集落排水施設は、12処理区すべてで整備を完了し、供用を開始しています。それぞれの整備状況は、次の表に示すとおりです。

表 農業集落排水施設の整備状況

処理区名	事業期間	計画 処理人口 (人)	整備面積 (ha)	H26 年度末現在		処理施設			
				処理区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	水処理方式	汚泥 処理方式	供用開始
尚徳	H3~H7	1,910	39.2	966	879	515.7	オキシデーショントリッチ法	濃縮後、 場外搬出搬出先し尿処理施設	平成 7 年 9 月
五千石	H5~H9	2,070	94.0	997	943	558.9	オキシデーショントリッチ法		平成 9 年 10 月
成実第一	H6~H10	2,810	94.0	1,597	1,477	758.8	オキシデーショントリッチ法		平成 10 年 10 月
成実第二	H7~H10	940	83.9	621	565	253.8	回分式活性汚泥法		平成 10 年 11 月
尚徳第二	H7~H10	520	31.0	397	360	140.4	接触ばっ気法		平成 10 年 12 月
大高第一	H8~H12	890	58.3	616	562	240.3	回分式活性汚泥法		平成 12 年 10 月
福岡	S61~H5	360	26.9	212	205	97.2	嫌気性ろ床+接触ばっ気法		平成 6 年 4 月
本宮	H4~H5	180	8.3	93	93	48.6	沈殿分離+接触ばっ気法		平成 6 年 4 月
福井	H6~H11	1,470	182.3	1,023	939	397.0	オキシデーショントリッチ法		平成 11 年 6 月
春日	H11~H18	3,900	220.4	2,638	2,140	1,053.0	連続流入間欠ばっ気法		平成 18 年 9 月
伯仙	H12~H19	7,650	245.2	4,706	3,445	2,065.5	オキシデーショントリッチ法		平成 20 年 4 月
巖	H14~H18	1,270	67.8	767	666	343.0	連続流入間欠ばっ気法		平成 18 年 4 月
計	-	23,970	1,151.3	14,633	12,274	6,472.20	-	-	-

### ③コミュニティ・プラント

本市のコミュニティ・プラントは、平成23年度にすべて公共下水道への接続が完了しています。

現在、コミュニティ・プラントで処理をしている生活排水はありません。

表 コミュニティ・プラントの状況

処理区名 項目	旭が丘団地	富益団地
事業開始年度	昭和52年度	昭和49年度
施設の状況	平成23年度から公共下水道（境港市）へ接続	平成22年度から公共下水道へ接続

### ④合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の設置基数は、次の表に示すとおりです。平成26年度末現在における設置基数は、3,487基で、10人槽以下のものが9割以上を占めています。

表 合併処理浄化槽の設置基数

人槽別	設置基数	割合
～10人槽	3,281基	94.1%
11～20人槽	33基	0.9%
21～50人槽	129基	3.7%
51人槽以上	44基	1.3%
合計	3,487基	100%

(平成26年度末現在)

⑤し尿処理施設

し尿処理施設は、鳥取県西部広域行政管理組合が設置しています。施設の整備状況は、次の表に示すとおりです。

表 し尿処理施設の整備状況

施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場	
管理者	鳥取県西部広域行政管理組合	
所在地	米子市安倍 213	
建設経過	供用開始	平成 3 年 3 月
	増改造等	平成 12 年 3 月：ばいじん処理設備改修(バグフィルター新設)
		平成 13 年 4 月：放流先変更(米子市公共下水道)
処理能力	145kℓ/日(し尿：110kℓ/日、浄化槽汚泥：35kℓ/日)	
処理対象区域	米子市内域	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式+砂ろ過	
放流先	米子市公共下水道	

施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合 白浜浄化場	
施設所管	鳥取県西部広域行政管理組合	
所在地	米子市淀江町中間 856-1	
建設経過	供用開始	平成 3 年 4 月
	増改造等	平成 12 年 3 月：ばいじん処理設備改修(バグフィルター新設)
処理能力	80kℓ/日(し尿：70kℓ/日、浄化槽汚泥：10kℓ/日)	
処理対象区域	米子市(一部)、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式+高度処理	
放流先	佐陀川	



### ⑥ 灰溶融施設

灰溶融施設は、鳥取県西部広域行政管理組合が設置しています。施設の整備状況は、次の表に示すとおりです。

表 灰溶融施設

名称	鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンター	
管理者	鳥取県西部広域行政管理組合	
所在地	西伯郡伯耆町岸本字大成489-1	
供用開始	平成16年4月	
設備及び 処理能力	前処理設備	39 t/日
	溶融設備	17 t/日×2炉
処理対象物	ごみ焼却残さ、不燃物残さ、し尿汚泥焼却残さ、公共下水道汚泥焼却残さ	

### (3) 最終処分体制

平成26年度における、本市のし尿及び浄化槽汚泥等の最終処分体制及び施設能力は、次の表に示すとおりです。

表 最終処分体制

施設名	管理者
環境プラント工業 一般廃棄物第2最終処分場	環境プラント工業(株) (鳥取県西部広域行政管理組合が委託)

表 最終処分場

名称	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場
所在地	米子市淀江町小波地内
埋立開始	平成5年9月
埋立容量	489,657立方メートル
埋立面積	31,825平方メートル

### 3 生活排水処理の実績

#### (1) 処理形態別人口の推移

生活排水処理計画で使用する人口は、国土交通省、農林水産省、環境省3省合同で実施する生活排水処理施設整備状況の調査、総務省が発表している全国の污水衛生処理率が年度末現在の人口を使用していることから、第2次基本計画に引き続き、年度末現在の行政区域内人口を使用することとします。

平成26年度の生活排水の処理対象人口は、総人口と同じ149,399人であり、そのうち污水衛生処理人口<sup>※1</sup>は115,004人で、污水衛生処理率<sup>※2</sup>は77.0%となっています。

污水衛生処理人口は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の普及とともに年々増加しています。また、污水衛生未処理人口は、減少傾向にあります。

污水衛生処理率は平成22年度71.5%から平成26年度77.0%になっており、年々上昇してきていますが、全国値の83.7%<sup>※3</sup>と比べると、まだ低い状況となっています。

※1 污水衛生処理人口：し尿と生活雑排水を合わせて処理している人口

※2 污水衛生処理率：総人口に対する污水衛生処理人口の割合

※3 総務省統計数値（平成25年度）

表 生活排水の処理形態別人口の推移

(単位：人)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
総人口 (計画処理区域人口)	149,941	150,037	149,773	149,843	149,399
汚水衛生処理人口	107,224	109,780	111,879	114,619	115,004
割合 (%)	71.5%	73.2%	74.7%	76.5%	77.0%
公共下水道人口	74,740	77,820	79,720	82,390	86,789
割合 (%)	49.8%	51.9%	53.2%	55.0%	58.1%
コミュニティ・プラント人口	423	0	0	0	0
割合 (%)	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
農業集落排水施設人口	12,416	12,235	12,360	12,580	12,274
割合 (%)	8.3%	8.2%	8.3%	8.4%	8.2%
合併処理浄化槽人口	19,645	19,725	19,799	19,649	15,941
割合 (%)	13.1%	13.1%	13.2%	13.1%	10.7%
汚水衛生未処理人口	42,717	40,257	37,894	35,224	34,395
割合 (%)	28.5%	26.8%	25.3%	23.5%	23.0%
単独処理浄化槽人口	21,786	21,781	21,746	20,775	20,367
割合 (%)	14.5%	14.5%	14.5%	13.9%	13.6%
非水洗化人口	20,931	18,476	16,148	14,449	14,028
割合 (%)	14.0%	12.3%	10.8%	9.6%	9.4%
し尿収集人口	20,914	18,459	16,132	14,433	14,013
割合 (%)	13.9%	12.3%	10.8%	9.6%	9.4%
自家処理人口	17	17	16	16	15
割合 (%)	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%

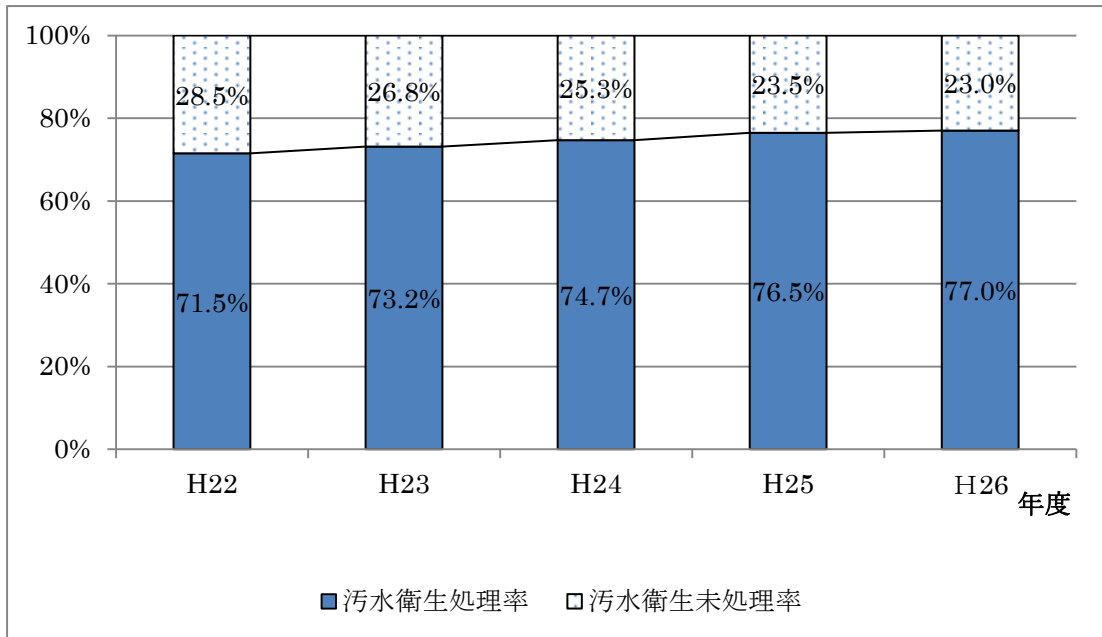


図 汚水衛生処理率の推移

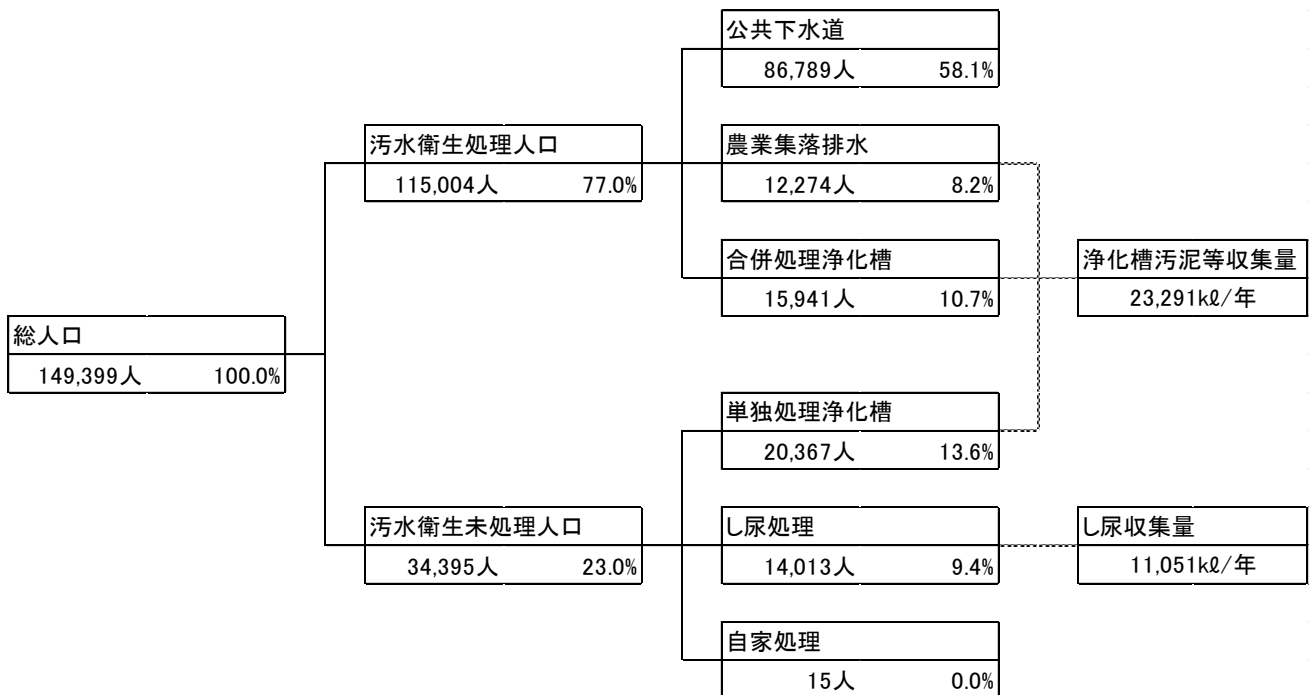


図 生活排水の処理形態別人口（平成26年度実績）

(2) し尿、浄化槽汚泥等の排出量の推移

平成26年度のし尿の排出量は11,051kℓ、浄化槽汚泥の排出量は17,322kℓ、農集汚泥の排出量は5,969kℓで、合計34,342kℓとなっています。

し尿の排出量は、公共下水道等の普及に伴って減少を続けています。一方、農集汚泥の排出量は、増加傾向となっています。

表 し尿・浄化槽汚泥等の排出量

(単位：kℓ)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
し尿	13,435	12,904	11,928	11,823	11,051
浄化槽汚泥	17,415	17,952	16,274	17,002	17,322
農集汚泥	5,901	5,909	6,204	6,080	5,969
合計	36,397	36,765	34,406	34,905	34,342

表 1日あたりのし尿・浄化槽汚泥等の排出量

年度 区分		年	H22	H23	H24	H25	H26
総量	排出量 (kℓ/年)	36,398	36,765	34,406	34,905	34,342	
	1日平均 (kℓ/日)	100	101	94	96	94	
	指数※	100	101	95	96	94	
し尿	排出量 (kℓ/年)	13,435	12,904	11,928	11,823	11,051	
	1日平均 (kℓ/日)	37	35	33	32	30	
	指数※	100	96	89	88	82	
	割合 (%)	36.9%	35.1%	34.7%	33.9%	32.2%	
浄化槽汚泥	排出量 (kℓ/年)	17,415	17,952	16,274	17,002	17,322	
	1日平均 (kℓ/日)	48	49	45	47	47	
	指数※	100	103	93	98	99	
	割合 (%)	47.9%	48.8%	47.3%	48.7%	50.4%	
農集汚泥	排出量 (kℓ/年)	5,548	5,909	6,204	6,080	5,969	
	1日平均 (kℓ/日)	15	16	17	17	16	
	指数※	100	106	112	110	108	
	割合 (%)	15.2%	16.1%	18.0%	17.4%	17.4%	

※指数：平成22年度を100とした場合の値

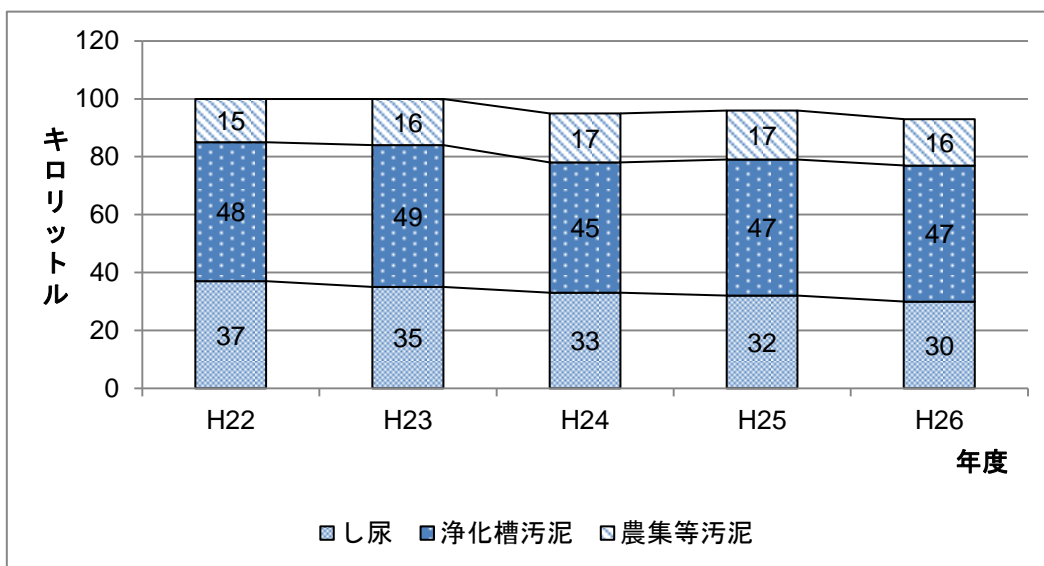


図 1日あたりのし尿・浄化槽汚泥等の排出量

(3) し尿、浄化槽汚泥等の中間処理の実績

本市の区域内で発生するし尿、浄化槽汚泥、農集汚泥は、鳥取県西部広域行政管理組合が設置するし尿処理施設で処理され、処理に伴って発生する汚泥は、施設内で焼却されています。

汚泥の焼却残さは、同組合が設置する灰溶融施設でスラグ化され、資源として有効利用されています。

※エコスラグセンターの処理実績は、第2部第1章第1節3ごみ処理の実績

(4) 中間処理実績に掲載しています。

表 し尿処理施設別の処理量

(単位：kℓ)

施設	区分	H22	H23	H24	H25	H26
米子浄化場	し尿	11,887	11,348	10,403	10,212	9,440
	浄化槽汚泥	16,079	17,123	15,727	16,455	16,858
	農集汚泥	5,447	5,369	5,706	5,566	5,605
	施設合計	33,413	33,840	31,835	32,233	31,904
白浜浄化場	し尿	1,547	1,556	1,525	1,611	1,611
	浄化槽汚泥	983	830	547	546	511
	農集汚泥	454	539	499	515	316
	施設合計	2,985	2,925	2,571	2,672	2,438
合計	し尿	13,435	12,904	11,928	11,823	11,051
	浄化槽汚泥	17,062	17,952	16,274	17,002	17,370
	農集汚泥	5,901	5,909	6,204	6,080	5,922
	合計	36,397	36,765	34,406	34,905	34,342

(4) 最終処分実績

有効利用できなかったスラグ等は、鳥取県西部広域行政管理組合が委託する環境プラント工業第2最終処分場で埋立て処分されています。

※エコスラグセンターの処理実績は、第2部第1章第1節3ごみ処理の実績

(5) 最終処分実績に掲載しています。

## 第2節 数値目標の達成状況と課題

第2次米子市一般廃棄物処理基本計画では、平成27年度における生活排水処理の目標として、汚水衛生処理率76.5%と設定しました。

汚水衛生処理率は増加しており、平成27年度末において目標を達成できる見込みとなっています。

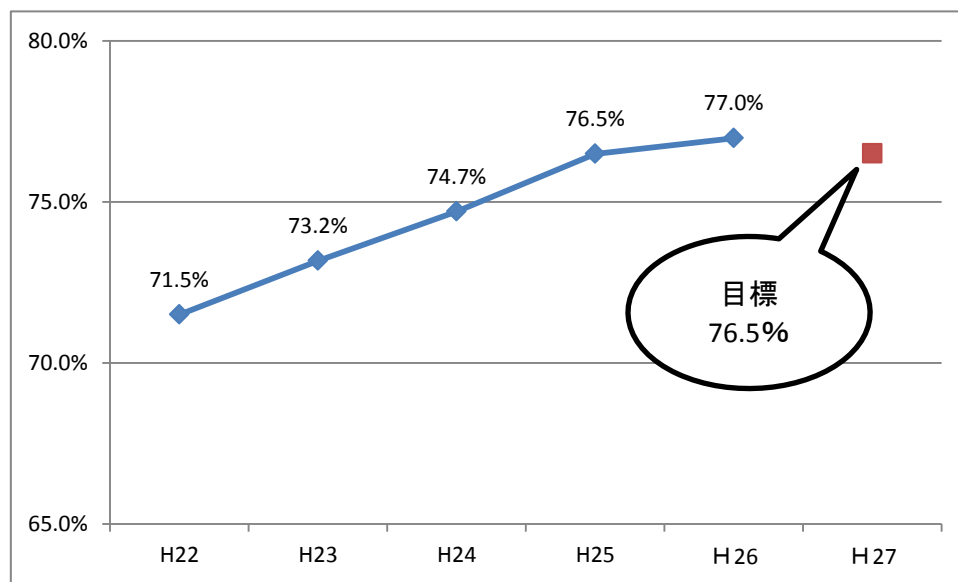


図 汚水衛生処理率の推移

表 目標の達成状況

区分	年度	実績値		※目標値
		H22年度	H26年度	H27年度
汚水衛生処理率		71.5%	77.0%	76.5%

※目標値は第2次基本計画で設定したもの

表 汚水衛生処理人口

区分	年度	実績値		※目標値
		H22年度	H26年度	H27年度
総人口		149,941 人	149,399 人	145,218 人
計画処理区域内人口		149,941 人	149,399 人	145,218 人
汚水衛生処理人口		107,224 人	115,004 人	111,107 人

※目標値は第2次基本計画で設定したもの



表 生活排水の処理形態別人口

区分	年度	実績値		※目標値
		H22年度	H26年度	H27年度
総人口(計画処理区域内人口)		149,941 人	149,399 人	145,218 人
汚水衛生処理人口		107,224 人	115,004 人	111,107 人
公共下水道人口		74,740 人	86,789 人	85,359 人
コミュニティ・プラント人口		423 人	0 人	0 人
農業集落排水施設人口		12,416 人	12,274 人	12,685 人
合併処理浄化槽人口		19,645 人	15,941 人	13,063 人
汚水衛生未処理人口		42,717 人	34,395 人	34,111 人
単独処理浄化槽人口		21,786 人	20,367 人	17,035 人
非水洗化人口		20,931 人	14,028 人	17,076 人
し尿収集人口		20,914 人	14,013 人	17,061 人
自家処理人口		17 人	15 人	15 人

※目標値は第2次基本計画で設定したもの

## 第3節 生活排水処理の課題

### 1 公共下水道、農業集落排水施設

#### (1) 水洗化率の向上

公共下水道、農業集落排水施設の接続状況は、平成27年3月末現在において以下のとおりとなっており、さらに水洗化率の向上を図る必要があります。

表 公共下水道、農業集落排水の接続状況

	公共下水道	農業集落排水施設
水洗化可能戸数 <sup>※1※2</sup>	30,662戸	4,737戸
水洗化戸数	26,771戸	3,881戸
未水洗戸数	3,891戸	856戸
水洗化率	87.3%	81.9%

※ 公共下水道の「水洗化可能戸数」とは、公共下水道へ接続しなければならない建築物の数であって、排水設備を不要とする廃屋・倉庫などは含みません。

※ 農業集落排水施設の「水洗化可能戸数」とは、農業集落排水施設事業に加入している建築物の戸数です。

#### (2) 管路の維持管理

本市の下水道事業は昭和44年度から開始しており、45年を経過しています。一般的に管路の耐用年数は50年といわれており、老朽化に伴う事故防止等のため、今後、点検や改築工事の必要があります。

#### (3) 公共下水道の整備の推進

平成26年度末における公共下水道の普及率は66.5%となっています。公共下水道の整備は長期にわたる事業であるため、人口減少等の社会情勢を勘案しながら整備を図る必要があります。

## 2 浄化槽

### (1) 単独処理浄化槽の転換

浄化槽法の改正により、平成13年4月から単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、既設の単独処理浄化槽は合併処理浄化槽へ転換するよう努力義務が課せられています。公共用水域の保全の観点から、単独処理浄化槽から公共下水道、合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。

## (2) 維持管理の普及

浄化槽の機能が十分に発揮されるためには、浄化槽管理者による浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の必要があり、維持管理の普及を図る必要があります。

## 3 し尿、浄化槽汚泥処理

### (1) 収集方法の効率化

公共下水道の普及、農業集落排水施設の整備等により、し尿の収集量は減少しており、効率的な収集方法を検討する必要があります。

### (2) 汚泥の有効活用

平成27年度末をもって鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターが廃止され、鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場、白浜浄化場から排出される汚泥の有効活用を検討する必要があります。

### (3) 浄化場の処理体制

鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場、白浜浄化場は、平成3年に設置され、24年が経過しています。また、近年、し尿の減少と農業集落排水施設を含む浄化槽汚泥の増加により、処理対象物の性状が変わってきていることから、効率的な処理体制を検討する必要があります。

## 第2章 人口・し尿等排出量の将来推計

### 第1節 生活排水の処理形態別人口の将来推計

公共下水道等の整備事業計画に基づき、生活排水の処理形態別人口の将来推計を行うと、今後も、公共下水道の整備が進み、本市の汚水衛生処理人口は、総人口（計画処理区域内人口）に対して、平成32年度で約81.2%（117,695人／144,891人）になると推計されます。

表 生活排水の処理形態別人口の将来推計

(単位：人)

区分 \ 年度	27	28	29	30	31	32
総人口 (計画処理区域内人口)	148,260	147,586	146,912	146,238	145,564	144,891
汚水衛生処理人口	115,409	116,041	116,569	117,012	117,383	117,695
割合(%)	77.8%	78.6%	79.3%	80.0%	80.6%	81.2%
公共下水道人口	87,520	88,797	90,130	91,463	92,798	94,135
割合(%)	59.0%	60.2%	61.3%	62.5%	63.8%	65.0%
コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0	0
割合(%)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
農業集落排水施設人口	12,320	12,412	12,355	12,299	12,242	12,185
割合(%)	8.3%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%
合併処理浄化槽人口	15,569	14,832	14,084	13,250	12,343	11,375
割合(%)	10.5%	10.0%	9.6%	9.1%	8.5%	7.9%
汚水衛生未処理人口	32,851	31,545	30,343	29,226	28,181	27,196
割合(%)	22.2%	21.4%	20.7%	20.0%	19.4%	18.8%
単独処理浄化槽人口	19,752	19,215	18,693	18,184	17,688	17,206
割合(%)	13.3%	13.0%	12.7%	12.4%	12.2%	11.9%
非水洗化人口	13,099	12,330	11,650	11,042	10,492	9,990
割合(%)	8.8%	8.4%	7.9%	7.6%	7.2%	6.9%
し尿収集人口	13,084	12,315	11,635	11,027	10,477	9,975
割合(%)	8.8%	8.3%	7.9%	7.5%	7.2%	6.9%
自家処理人口	15	15	15	15	15	15
割合(%)	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%

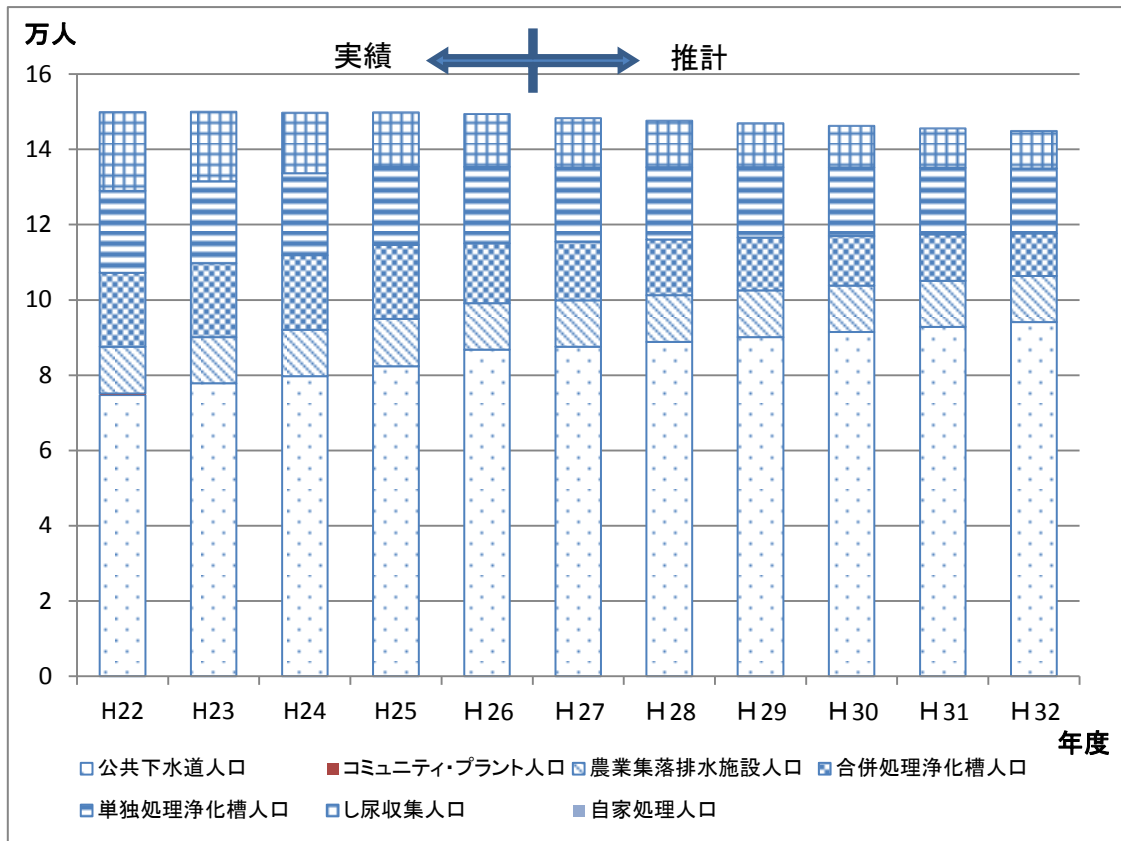


図 生活排水の処理形態別人口の将来予測

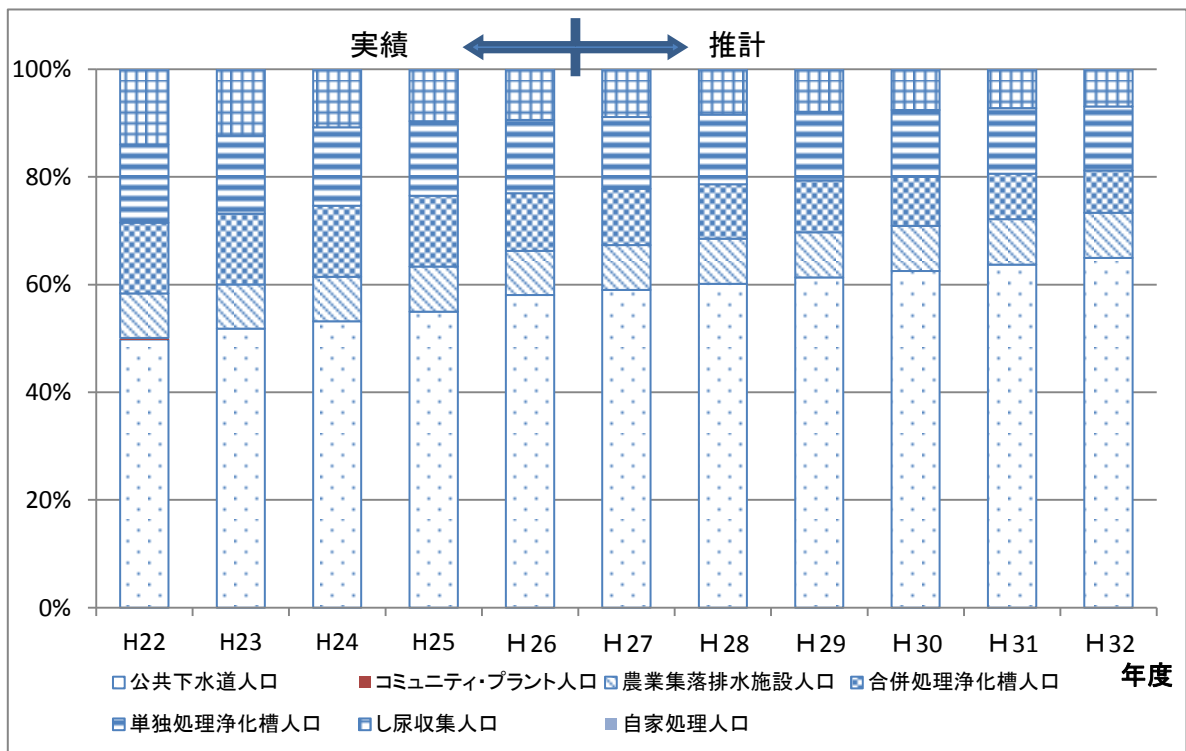


図 人口の将来推計結果に基づく汚水衛生処理率の推移

## 第2節 し尿・浄化槽汚泥排出量の将来推計

前節で予測した生活排水処理形態別人口（し尿収集人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び農業集落排水施設人口）に基づき、今後のし尿・浄化槽汚泥排出量を推計すると、次のとおりとなります。

今後、生活排水処理施設の整備等の進捗に伴い、し尿の収集・処理量は減少していくことが見込まれるとともに、浄化槽汚泥の収集・処理量も公共下水道事業の普及促進により、減少していくことが見込まれます。

また、し尿及び浄化槽汚泥の総量も、減少していくことが見込まれます。

表 し尿・浄化槽汚泥排出量の将来推計

区分		年度					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
年間排出量	し尿 (kℓ)	10,718	10,088	9,531	9,033	8,582	8,171
	浄化槽汚泥 (kℓ)	16,993	16,956	16,923	16,893	16,867	16,842
	単独型 (kℓ)	8,566	8,547	8,530	8,515	8,502	8,490
		合併型 (kℓ)	8,428	8,410	8,393	8,379	8,365
	農業集落排水施設等汚泥 (kℓ)	5,925	5,969	5,942	5,914	5,887	5,860
	合計 (kℓ)	33,636	33,012	32,396	31,841	31,336	30,873
	うち汚泥 (kℓ)	22,918	22,925	22,864	22,808	22,754	22,702

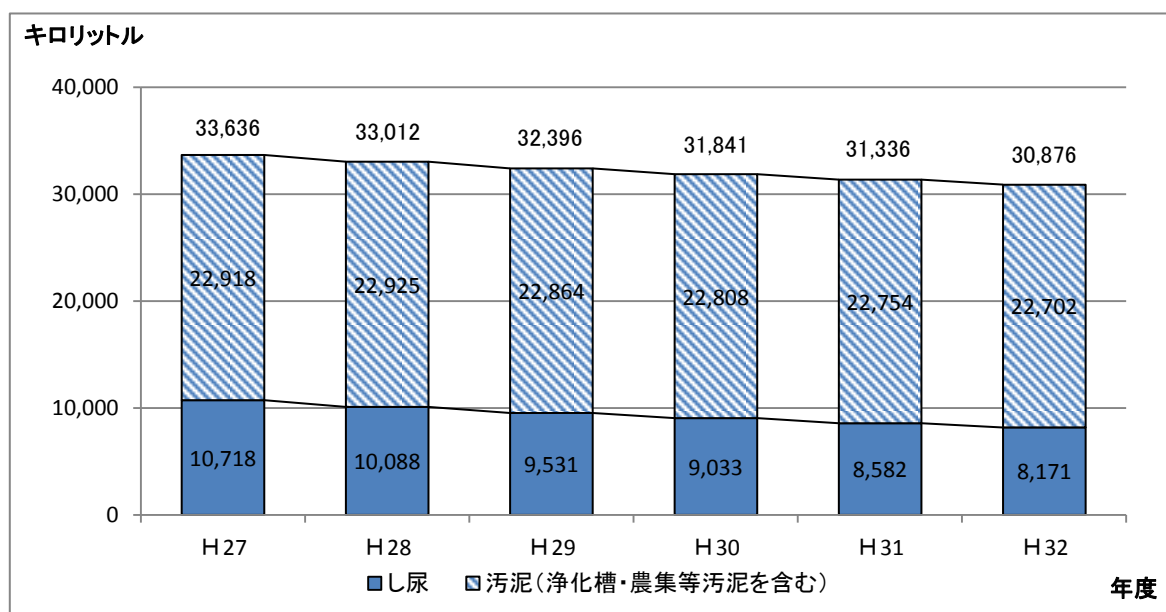


図 し尿・浄化槽汚泥排出量の将来推計

## 第3章 基本方針

本市における生活排水処理の基本方針を、次のとおり定めます。

### (Ⅰ) 公共下水道整備事業の推進

公共下水道事業計画区域内において、管路等の施設整備を推進し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全・改善に取り組みます。

また、公共下水道や農業集落排水施設が整備されている地区で、未接続となっている家庭等に対して、下水道等への接続を働きかけ、水洗化の促進を図ります。

### (Ⅱ) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水施設事業区域外のほか、公共下水道事業計画区域内の未整備区域について、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

### (Ⅲ) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、収集運搬量の減少が見込まれるため、効率的な体制を検討し、処理については、引き続き鳥取県西部広域行政管理組合が設置する浄化場において適正処理に努めます。

また、し尿及び浄化槽汚泥を処理した後に発生する汚泥の有効利用を図ります。

### (Ⅳ) 教育・啓発活動の充実

水環境の回復・保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図っていきます。

## 第4章 施設整備計画

本市の汚水衛生処理率は、平成26年度末現在で77.0%となっており、生活環境の向上と公共用水域の水質保全・改善のために、次のとおり生活排水（し尿及び生活雑排水）処理施設の整備を計画します。

表 生活排水処理施設の整備計画概要

施設	整備計画	備考
公共下水道	計画整備面積 250ha	年間 50ha
合併処理浄化槽	計画基数 150基	年間 30基



## 第5章 数値目標

生活排水対策事業は、市民の生活環境や公衆衛生の向上だけでなく、河川等の公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を果たします。

生活排水処理形態別人口の将来予測を基に、次のとおり、平成32年度における生活排水処理の目標を汚水衛生処理率81.2%と定めます。

＜生活排水処理の目標＞

区分 \ 年度	H26年度	H32年度
汚水衛生処理率	77.0%	81.2%

汚水衛生処理人口

区分 \ 年度	H26年度	H32年度
総人口	149,399 人	144,891 人
計画処理区域内人口	149,399 人	144,891 人
汚水衛生処理人口	115,004 人	117,695 人

表 生活排水の処理形態別人口

区分		年度	H26 年度	H32 年度
総人口(計画処理区域内人口)			149,399 人	144,891 人
	汚水衛生処理人口		115,004 人	117,695 人
	公共下水道人口		86,789 人	94,135 人
	農業集落排水施設人口		12,274 人	12,185 人
	合併処理浄化槽人口		15,941 人	11,375 人
	汚水衛生未処理人口		34,395 人	27,196 人
	単独処理浄化槽人口		20,367 人	17,206 人
	非水洗化人口		14,028 人	9,990 人
	し尿収集人口		14,013 人	9,975 人
	自家処理人口		15 人	15 人

表 生活排水処理施設ごとの処理区域及び人口

施設	項目	処理区域	処理人口	
			平成 26 年度	平成 32 年度
公共下水道		内浜処理区、外浜処理区、淀江処理区	86,789 人	94,135 人
農業集落排水施設		尚徳、五千石、成実第一、成実第二、尚徳第二、大高第一、福岡、本宮、福井、春日、伯仙、巖	12,274 人	12,185 人
合併処理浄化槽		集合処理区を除く地域	15,941 人	11,375 人
合 計			115,004 人	117,695 人

## 第6章 生活排水処理の施策

### 第1節 公共下水道整備事業の推進と水洗化の促進

#### 1 公共下水道事業の推進

限られた予算で下水道事業を継続していくためには、適切な整備、社会のニーズに応じた的確な経営が必要です。下水道事業について市民の理解が得られるよう地方公営企業会計への移行を含めた下水道事業のビジョンを示しながら、下水道事業を推進します。

#### 2 水洗化の促進

公共下水道及び農業集落排水施設は、公衆衛生の向上や河川等の公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を果たしていますので、未接続世帯については戸別訪問等を行い、実態と状況把握に努め、計画的・効率的に普及促進活動を推進します。

### 第2節 合併処理浄化槽の普及促進

#### 1 単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道事業認可区域外及び農業集落排水施設事業区域外のほか、公共下水道事業認可区域内であっても当分の間下水道整備が見込めない地域であって、特に生活排水が中海に流入する地域について、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

#### 2 浄化槽の維持管理の普及

浄化槽の機能が十分に発揮されるために、浄化槽管理者に浄化槽の保守点検、清掃、法定検査といった維持管理を普及・徹底します。

### 第3節 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

#### 1 生活排水の処理主体

本市における生活排水処理施設の種類ごとの処理主体は、次のとおりとします。

表 生活排水処理施設の種類ごとの処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	米子市
農業集落排水施設	し尿・生活雑排水	米子市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水施設等汚泥	鳥取県西部広域行政管理組合

#### 2 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、本市許可業者による収集運搬体制を継続します。

#### 3 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、引き続き、鳥取県西部広域行政管理組合の「米子浄化場」及び「白浜浄化場」で適正処理します。

今後、浄化場の老朽化とし尿及び浄化槽汚泥の処理量が減少することが見込まれ、また、平成27年度末に鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターが機能転換されることから、鳥取県西部広域行政管理組合及び構成市町村と連携して浄化場のあり方とし尿及び浄化槽汚泥を処理した後に発生する汚泥の活用方法を検討します。

#### 4 最終処分計画

し尿処理施設から発生するし渣（さ）については、減量化と安定化を図ったうえで、適正に処分を行います。